

平成 3 0 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成30年第8回定例教育委員会日程

日 時 平成30年8月28日（火） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
の制定について (総務課)

議案第2号 我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令
の制定について (総務課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の 制定について	・ ・ ・ ・ 5

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 30 年 8 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

「我孫子市視聴覚ライブラリー設置及び管理に関する条例」及び「我孫子市視聴覚ライブラリー管理運営規則」が廃止され、新たに「我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱」が施行されたことに伴い、生涯学習課の事務の概目を改正するため提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第11条関係）			別表第1（第11条関係）		
(1) の表 略			(1) の表 略		
(2) 生涯学習部			(2) 生涯学習部		
区分		事務の概目	区分		事務の概目
生涯学習課	企画調整担当	○ 部の企画調整に関すること。	生涯学習課	企画調整担当	○ 部の企画調整に関すること。
		○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。			○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。
		○ 生涯学習審議会に関すること。			○ 生涯学習審議会に関すること。
		○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。			○ 社会教育事業の計画・実施に関すること。
		○ 視聴覚教材・機材の貸出し及び管理に関すること。			○ 視聴覚ライブラリーに関すること。
	○ 社会人権教育に関すること。		○ 社会人権教育に関すること。		
	○ 成人式に関すること。		○ 成人式に関すること。		

ること。

- 青少年関係団体に関すること。
- 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。
- その他社会教育に関すること。
- 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。
- 文化施設整備基金に関すること。
- その他生涯学習の振興に関すること。

ること。

- 青少年関係団体に関すること。
- 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。
- その他社会教育に関すること。
- 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。
- 文化施設整備基金に関すること。
- その他生涯学習の振興に関すること。

略	略	略
略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

「我孫子市視聴覚ライブラリー設置及び管理に関する条例」及び「我孫子市視聴覚ライブラリー管理運営規則」が廃止され、新たに「我孫子市視聴覚教材・機材管理運営要綱」が施行されたことに伴い、生涯学習課の専決事項を改正するため提案するものです。

我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職務権限規程（平成元年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
別表第2（第24条関係） 個別専決事項 1の表 略 2						別表第2（第24条関係） 個別専決事項 1の表 略 2					
区分	専決事項	専決区分			区分	専決事項	専決区分				
		教育長	部長	課長			教育長	部長	課長		
生涯学習部	生涯学習審議会会議に関すること。の節から社会教育資料の作成、刊行及び配布に関すること。の節まで	略	略	略	生涯学習部	生涯学習審議会会議に関すること。の節から社会教育資料の作成、刊行及び配布に関すること。の節まで	略	略	略		
	視聴覚教材・機材の貸出し及び管理に関すること。	略	略	略		視聴覚ライブラリーの管理及び運営に関すること。	略	略	略		

	成人式の運営に関すること。の節から生涯学習センター駐車場料金の減免に関すること。の節まで	略	略	略
文化・スポーツ課の項から図書館の項まで	略	略	略	略

	成人式の運営に関すること。の節から生涯学習センター駐車場料金の減免に関すること。の節まで	略	略	略
文化・スポーツ課の項から図書館の項まで	略	略	略	略

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。